

○全学リスク管理室規程

〔平成27年3月26日〕
〔法人規程第26号〕

改正 平成28年法人規程第44号

令和 元年法人規程第1号

令和 4年法人規程第13号

令和 5年法人規程第14号

全学リスク管理室規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項及び国立大学法人筑波大学リスクマネジメント規則（平成27年法人規則第21号）第5条第9項の規定に基づき設置する全学リスク管理室に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 全学リスク管理室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) リスクに関する情報の収集及び分析に関すること。
- (2) リスクに関する予防・低減対策に関すること。
- (3) リスクに関するモニタリング及び評価の定期的な実施に関すること。
- (4) リスクに関するマニュアル等の整備に関すること。
- (5) リスクマネジメントに関する広報、啓発活動及び研修の企画並びに実施に関すること。
- (6) リスク発生時に、学内外に正確な情報を迅速に発信すること。
- (7) リスク対応チームの発足及びその活動に関すること。
- (8) その他リスク対応に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 全学リスク管理室は、次に掲げる室員で組織する。

- (1) 総務を担当する副学長
- (2) 広報を担当する副学長
- (3) 学術情報を担当する副学長
- (4) 学長が指名するリスクマネジメントに関する有識者 若干人
- (5) 広報局の次長
- (6) コンプライアンス・ハラスメント対策室長
- (7) 総務部長
- (8) 総務部総務課長
- (9) 総務部リスク・安全管理課長
- (10) 学術情報部情報基盤課長

(室長)

第4条 全学リスク管理室に室長を置き、総務を担当する副学長をもって充てる。

2 室長は、全学リスク管理室の業務を総括する。

(任期等)

第5条 第3条第4号の室員の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、室員となる日の属する年度の末日とする。

2 前項の室員は、再任されることができる。

(リスク対応チーム)

第6条 室長は、リスクが発生し、当該リスクが全学的な対応を要する重大事項と判断するときは、迅速にリスク対策を講ずるため、速やかにリスク対応チームを発足し対応に当たるものとする。

2 リスク対応チームの構成員は、次のとおりとする。

- (1) 全学リスク管理室員
- (2) 当該リスク関連の担当副学長
- (3) 当該リスク関連の担当事務部長
- (4) その他全学リスク管理室長が必要と認める者

(事務)

第7条 全学リスク管理室及びリスク対応チームの事務は、総務部リスク・安全管理課において処理する。

附 則

この法人規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平28. 3. 24法人規程44号)

この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令元. 5. 23法人規程1号)

この法人規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則 (令4. 3. 24法人規程13号)

この法人規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令5. 3. 23法人規程14号)

この法人規程は、令和5年4月1日から施行する。